

兼通と兼家の不和

—「官位の劣り優り」の背景—

高橋 照美

一

臨終の床にある兄の邸前を素通りしてその地位の継承をもくろむ弟と、危篤の病身を押し参内し弟の野望を阻もうとする兄―増補本系『大鏡』に見える藤原兼通の最後の除目は、他氏排斥を完遂させた藤原氏内部における権力争いのすさまじさを語る逸話として名高い。兼通・兼家兄弟の不仲は『栄花物語』においても「ことに悪しき」ものとして描かれ、兼通が日頃から兼家に対して「いかでこの大将をなくなしてばや」「御心のままにだにあらば、いみじき筑紫九国までも」（巻二・花山たづぬる中納言^①）と思うほどの憎しみを募らせていたとする。

『大鏡』『栄花物語』に多少の誇張はあるにせよ、兼通が死を前に兼家を右大将から治部卿へ貶し権力の座から遠ざけようとしたことは事実であり、二人の不和は疑いようがない。父母を同じくする兄弟の仲がそこまでこじれたのはなぜか。その後の摂関政治史の展開にも少なからず影響を与えたこの歴史的な兄弟の不和について、その背景を考えたい。

二

『栄花物語』は二人の不和と兼通の兼家に対する激しい憎悪を伝えるが、その原因についてなんら触れる所がない。一方、増補本系『大鏡』

九六

は「この殿たちの兄弟の御仲、年頃の官位の劣り優りのほどに、御仲悪しくて過ぎさせたまひし」（兼通伝）と、不仲の根底に長年にわたる兄弟間の昇進争いがあつたとする。二人の経歴をたどってみよう（別表参照）。延長三年（九二五）生まれの兼通は、天慶六年（九四三）十九歳で叙爵。以後、侍従（二十二歳）―左兵衛佐（二十四歳）―右近衛少将（三十一歳）と昇進する。長兄伊尹も叙爵後侍従（十九歳）―右兵衛佐（二十三歳）―左近衛少将（二十五歳）と昇進しており、兄と比して年齢的に多少遅れるもの的大臣子息のたどる典型的な昇進コースを歩んだといえる。その後、天徳二年（九五八）十月二十七日の同母妹安子の立后と同時に中宮亮となり、同四年正月二十四日に中宮権大夫、九月四日には春宮亮（憲平親王）を兼ねるなど、外戚として陽の当たる道を行く。応和四年（九六四）の安子の死は、官司としての官歴からもその信任が厚かったことをうかがわせる兼通にとって少なからぬ打撃になったことは違いないが、康保四年（九六七）正月二十日に内蔵頭、同二十五日には藏人頭と、天皇側近に侍する枢要な官に相次いで任ぜられている。師輔・安子の死後も村上帝の厚意と庇護は変わらず、その前途は洋々たるものに見えた。

一方、四歳年少の兼家は、兼通に遅れること五年の天曆二年（九四八）に叙爵し、侍従（二十二歳）―右兵衛佐（二十三歳）までは二人の兄とほぼ同じコースを歩むが、その後は少納言（二十八歳）―兵部大輔（三十四歳）―左京大夫（三十六歳）という当時すでに有名無実化していた閑職は

かりを重ねることになる。右大臣を父に、中宮を姉妹に持つ同母兄弟といっても、三男ともなればその差は歴然の観があった。

ところが、康保四年（九六七）五月二十五日の冷泉踐祚を機に、二人の境遇は一変する。讓位とともに先帝の藏人頭はいつたんその任を解かれるが、その後新帝の頭に再任されるのが通例である。この時も、もう一方の頭である藤原濟時は村上上の崩御とともに頭を停められるが、七月十六日新帝の頭に補されている^③。しかし、兼通は再任されず、それに取って代わったのが兼家だった。

この藏人補任は、異例尽くしの経過をたどった。まず、藏人の任命は通常新帝の踐祚から数日のうちに行われるが、この時は踐祚当日に東宮藏人四人が六位藏人に補されたのみで、頭及び五位藏人の補任は半月後の六月十日まで行われなかった^④。次に、その六月十日の補任では、先朝の五位藏人であった藤原為光・大江齊光の二人が村上上の忌中にもかかわらず新帝の藏人に補された一方で、頭二人は再任されず、それを押し退けるかたちで兼家が藏人頭となった。補任の遅延には冷泉の病気という事情（後述）もあつたのだろうが、結果として兼通一人が再任されなかったことは、この異例の補任の背景に、兼通を外し兼家を推す動きがあつたことをうかがわせる。そして、これを境に二人の地位は完全に逆転し、その後伊尹が没する天祿三年（九七二）までの五年間で、兼家が大納言兼右大将にまで昇つたのに対し、兼通はようやく権中納言に達したにすぎなかった。

兼通が冷泉周辺から排除されるきっかけは、藏人頭就任と同時に春宮亮を外れた（後任は兼家）ことであつたのかもしれないが、こうして見ると、二人の不仲を決定づけたのは、藏人頭をめぐる人事だったといえよう。藏人頭は公卿への登竜門として殿上人が渴望するポストであり、任官にまつわる様々な逸話が残されている。その中でも最も有名なもの

一つが、伊尹と藤原朝成の逸話であろう。任官争いで伊尹に出抜かれたあげく、炎天下の門外で待ちぼうけを食わされた朝成が伊尹家代々の怨霊となつたとする『大鏡』伊尹伝の逸話が虚構であることは、先学の指摘するところだが^⑤、この経緯を見る限り、藏人頭への任官をめぐる仇敵を作つたのは、伊尹ではなく弟の兼家だったということになる。

二人の境遇の劇的变化は、村上崩御―冷泉踐祚を契機としている。ともに新帝の外戚に当たる二人の兄弟の明暗を分けたものは何だったのか。当然のことながら思い当たるのは、この直後に起こった為平・守平両親王をめぐる立坊問題と安和の変である。特に、この間の兼家の昇進は異例に次ぐ異例で、官歴そのものが両事件への深い関与を物語っているといつてよい。

藏人頭となつた兼家は、九月一日の守平立坊とともに春宮権亮を兼ねる。同年十月七日に左中将、翌安和元年（九六八）十一月二十三日従三位に叙されて公卿の仲間入りを果たし、同二年二月七日には参議を経ずに中納言となる。この間わずか一年八ヶ月というスピードもさることながら、一貫して藏人頭と春宮権亮を兼ねていた点が重要である。ともに天皇・東宮の側近の要ともいべき官で、天皇は病弱、東宮は幼少で、ともに正常な判断力を有さないという状況下では、その身边を監督庇護するのみならず、時にその意志の代弁者としての役割をも果たしうる。極言すれば、自らの意志を天皇・東宮の意向として執政者に伝達することさえ可能な立場である。たとえば、頭就任から二ヵ月後の八月十九日、天皇の病中官奏を見るべしとの宣旨が実頼に下された際に、まず兼家の奏聞によって勅許があつたと伝えられる一件は、その好例といえよう。本来三位に達した時点で辞すべき両官を中納言に至るまで手放そうとしなかつたのは、山本信吉氏が指摘するように、皇位継承を巡る重大な局面において、その立場を最大限に利用し、自家の利益を図ろうとしたた

めであろう。

しかし、この異例の昇進も、朝堂の上層部にそれを後押しする者が存在したからこそ実現したわけで、その後援者こそが守平立坊―安和の変の首謀者であり、兼家はその人物に同調して行動したというのが妥当なところであろう。ここでは、問題をまず守平の立坊問題に絞りたい。守平の立坊を最も望んだのは、はたして誰だったのか。

三

『栄花物語』によれば、守平親王の立坊は、村上天皇の遺詔によるものであった。

月日も過ぎて、康保四年になりぬ。月ごろ内に例ならず悩ましげに思しめして、御物忌などしげし。いかにとのみ恐ろしう思しめず。御読経、御修法など、あまた壇おこなはせたまふ。かかれどさらに験もなし。(中略)御心地いと重ければ、小野宮の大臣忍びて奏したまふ。「もし非常の事もおはしまさば、東宮には誰をか」と御気色たまはりたまへば、「式部卿宮とこそは思ひしかど、今におきてはえおたまはじ。五の宮をなんしか思ふ」と仰せらるれば、うけたまはりたまひぬ。(卷一・月の宴)

村上の本意は為平にあったが、何らかの事情によって断念せざるをえなくなり、守平が選ばれた。遺詔といっても極めて消極的なものにはすぎない。『栄花』は為平立坊が不可能になった理由について触れないが、皇位継承者の決定も思うにまかせないほど、晩年の村上の権威は衰えていたのだろうか。

そうは考えられない。その根拠の一つは、治世末期に当たる天徳・康保期の朝堂人事である。この時期の人事については、山本信吉氏が詳しく論じているが、藤原師尹の躍進、伊尹の任参議、源高明の任右大臣といった注目すべき人事には、村上の意向が強く働いていたとされる。また、天徳内裏歌合(天徳四年)・内裏前裁合(康保三年)など、後世の規範となり聖代のイメージを生んだ盛儀も、同時期のことであった。

母后穩子・兄朱雀亡き後、村上の意志に制約を加える者がいるとしたら、それは師輔・安子の父娘だったはずである。しかし、師輔は天徳四年(九六〇)、安子は応和四年(九六四)にこの世を去った。藤原氏の長老である実頼は、左大臣として執政の座にあるが、村上との外戚関係を持たない。残された九条家の面々や師尹、高明は、むしろ村上の庇護下にあった。村上の主体性が最も発揮され、権威が高まったのは、その治世末期だったといつてよいだろう。殊に、皇位継承者の選定については、師輔・安子の死によって外戚九条家の勢力が後退したこの時期、村上の意向を阻むことのできる者はいなかったはずである。山本氏は、守平の立坊が村上崩御から三ヶ月以上上たつていたことから村上遺詔説を否定するが、以上のことから『栄花』の記述は疑わしいといわざるをえない。

先に引いた『栄花』の記事によれば、村上は長い病の末に衰弱し死に至ったかのようなのであるが、『日本紀略』に「天皇初御不序」の記事が見えるのは康保四年(九六七)五月十四日で、崩御は二十五日。平癒のための大赦が行われた当日という慌ただしさである。⁸⁾前年閏八月には先述の内裏前裁合、この年の二月にも清涼殿において花宴が催され、その後も帝の不調を思わせる記事は見当たらず、政務も滞りなく行われている様子である。むしろ深刻だったのは東宮憲平の病状で、『紀略』同年二月十七日に「始惱心。非尋常」と見えてから、三月二日に「御惱甚重」きにより度者を賜い、四日に内供奉長勇、十一日から十八日にかけては阿闍梨

長燭・余慶による修法が行われ、二十八日には大和国香山寺の僧正祐を召して修法を行わせているほどである。村上の発病から死までは、『蜻蛉日記』に「五月にもなりぬ。十余日に、内裏の御薬のことありてのしるほどもなくて、二十余日のほどに、かくれさせたまひぬ」とあるように、わずか十日ほどの出来事で、発作的症状により意識を失いそのまま死に至るというものではなかったか。その間村上上の病状に猶予があれば、次期東宮についての遺詔も残せたはずだし、生前讓位によって明確な道筋をつけることも可能だったであろう。東宮の病危急のときであれば、なおさらである。それを成し得なかったのは病の急激な進行のためであり、遺詔の不在がその後の混乱を生んだのであろう。

『栄花』が守平の立場を村上上の遺詔とするのは、その主題である九条流の繁栄ひいては道長の栄華が、主として円融皇統との結びつきによってもたらされたものであったことから、守平＝円融の即位に正統性を付与しようとしたためであろう。一方で、村上上の本意が為平にあったとするのは、事実と推測される。それは為平結婚の経緯からうかがうことができるが、そもそも村上上は、皇位継承についてどのような構想を持っていたのだろうか。

安子の生んだ第二皇子憲平は、天曆四年（九五〇）生後二ヶ月で立坊しており、憲平による継承は早い段階で決まっていた。その憲平は応和三年（九六三）二月二十八日十四歳で元服し、朱雀の忘れ形見昌子内親王が同日参入する。これは自らの皇統を昌子の子孫に託そうとした朱雀の遺志によるものと考えられるが、村上側にとっても、前坊保明・朱雀双方の血を引く昌子との結婚は、本来なら傍系の一皇子にすぎなかった自らの子・憲平の正統性を確立するために必要とされるものであった。

東宮時代の憲平には、昌子のほかに怙子（師輔六女）・懐子（伊尹長女）が妃として参入しているが、その選択には、当時健在だった安子の意向

が強く働いていたと考えられる。ともに九条家出身の二人が憲平妃となりその皇子を生むことは、憲平と九条家の結びつきを一層強め、その外戚としての地位を強化することにつながるからである。

以上のことから、村上上の皇位継承構想はあくまで憲平とその子孫にあったと考えられるが、憲平妃の選定に九条家に対する配慮、ひいては安子の影響力の大きさがうかがえる。

一方、為平は康保二年（九六五）八月二十七日に元服（加冠は源高明）し、翌三年十一月二十五日源高明女と結婚した。その婚儀は内裏において行われたが、それは異例を承知の上で自らと安子の先例によったものと、村上自身が認めている。内裏に妃を迎えるのは天皇・東宮に限られることであり、その原則を破った村上も婚儀の後立坊したことから、為平の内裏での嫁娶は、次期東宮は為平という村上上の意志表示と見ることができ。これは先に想定した憲平とその子孫による皇位継承構想が変更されたことを意味する。

為平立坊は当初からの既定路線だったという可能性も、決して否定されるものではない。しかし、平城―嵯峨―淳和と兄弟間の皇位継承が続いた平安初期とはうってかわり、文徳が父仁明の後を受けてからは父子間の直系継承志向が強まり、皇太弟を立てることを極力避ける傾向にあった。皇太弟の存在は、時に天皇との緊張関係を生じ、側近相互の対立を招く。事実、兄弟間による皇位継承は、藤原種継暗殺事件、伊予親王事件、薬子の変と相次いだ平安初期の政争の火種となった。それに終止符を打ったのが承和の変である。承和の変の一因には、嵯峨―淳和の兄弟相承に端を発する「藩邸の旧臣」同士の間隙があったとされるが、その反省もあつてか、以後は仁明―文徳―清和―陽成と父子による直系相承が続いた。その後皇統が光孝系に遷ってからもこの流れは変わらず、光孝―宇多―醍醐―朱雀と続く。この間、皇太子は天皇の実子に限られ、

天皇が幼少の場合は、その成人・皇子誕生を待つて立てられた。文徳踐祚（嘉祥三年・八五〇）から朱雀退位（天慶九年・九四六）までの九十六年間で皇太子の不在期間は四十八年に及び、村上自身皇太弟となったのは朱雀の即位から十四年あまり後のことである。¹⁶ その皇位継承構想も、直系継承志向に即したものであったはずだ。

村上上の決断を促したのは、同年の憲平第二王女尊子の誕生¹⁷であろう。尊子の母懷子は、康保元年（九六四）十月十九日に第一王女宗子を生んでいるから、東宮参入はその前年（応和三年）二月の憲平元服から間もない時期と推定される。憲平より五歳年長の懷子は早々に懐妊するが、男子誕生とはならなかった。憲平の病状が危惧されるなかでの二度目の出産には、村上上の期待も大きかったと思われるが、相次ぐ女子の誕生に当初の構想を断念し、為平による皇位継承と皇嗣誕生に期待をかけることになったのではないか。

そして、為平妃に高明女を選んだところに、憲平の時とは異なる村上上の主体性を見ることが出来る。『采花』では為平の結婚を安子生前のこととし、娘を為平妃にという高明の希望に対して「帝も宮も御気色さやうに思しければ」（巻一・月の宴）とする。しかし、安子の生前であれば、憲平の時と同様に九条家、とりわけ当主である伊尹の娘が選ばれたはずである。伊尹に適当な女子がなかったわけではない。憲平妃懷子と同じく恵子女王を母とする伊尹女に、伊尹の異母弟為光の後妻となった女性がいる。この女性¹⁸は天曆初年（九四七〜五一）ころの生まれと推定されるので、天曆六年（九五二）生まれの為平とは年齢的にも釣り合いがとれる。

村上が為平妃に伊尹女ではなく高明女を選んだのは、なぜか。一つには、伊尹より高位にあり政務にも練達した高明のほうが為平の後見に望ましいという判断もあっただろう。しかし、それ以上に、九条家の外戚としての地位を突出させることを避けようとするバランス感覚が働いて

いたと考えられる。¹⁹ 小野宮家・小一条家に適当な女子がなかったこともあるが、同族よりも源氏で縁戚関係にある高明ならば、九条家の同意も得やすいという計算もあったかもしれない。

四

前節では、村上上の皇位継承構想とその死の前後の状況を検討し、守平の立坊が村上上の遺詔によるものとは認められないと結論した。ここであらためて、守平立坊の首謀者について考えたい。従来の主な見解は、以下の通りである。²⁰

山口 博氏 九条家と源氏の連携を恐れた実頼・師尹が主導。伊尹は

反対したために、実頼政権下で冷遇される。

山中 裕氏 実頼・師尹主導、伊尹も同調。兼通・兼家の関与について

では否定的。

山本信吉氏 伊尹・兼家主導。九条家の勢力拡大を恐れた実頼の反対

により、立坊は踐祚から三ヶ月遅延。

安西廸夫氏 守平親王家別当の兼家が主導、実頼・師尹が支持。為平

家別当の伊尹は為平を推すが、藤原氏内部の支持を得られず守平支持に転ずる。

守平立坊に兼家が深く関与していたとするのは、山本・安西両氏である。兼家関与の可能性について考える際に、兼家が守平親王家別当であったこと、立坊後は春宮権亮（のち大夫）としてその庇護に努めたことに加えて、安西氏が紹介した『拾遺和歌集』巻九雑下に収められた長歌が示唆するところは重要である。「円融院御時、大將はなれ侍りてのちひさしくまゐらで、そうせさせ侍りける」という詞書を持つこの歌からは、自分こそが守平擁立の功労者であるという兼家の自負がうかがえ、兼家

関与説の強力な傍証となる。『大鏡』師輔伝に見える「にはかに、『若宮の御髪かいけづりたまへ』など、御乳母たちに仰せられて、大入道殿、御車にうち乗せたてまつりて、北の陣よりなむおはしましたける」という守平立坊時のエピソードは、そのあたりの事情を端的に伝えたものとして評価できるだろう。ただし、このように考えた場合、「擁立の功臣」であるはずの兼家が円融朝でかこった不遇をどのように説明するべきか、という問題が生じるが、この点については後で触れる。

実頼・師尹については、山本氏以外は守平擁立派とみなしている。両者とも高明女に対抗して入内させる女子を持たない以上、九条家ばかりか高明の下風に立つことになりかねない為平よりも、いづれ孫女の入内を期待できる幼年の守平をよしとした可能性は高い。

伊尹については諸氏の見解が分かれるが、外戚九条家の当主である伊尹は、皇嗣の決定に最も大きな発言権と利害関係を有していたはずである。その伊尹の意向に大きく反したところでこの決定がなされたとは考えにくい。彼の真意はどこにあったのだろうか。

伊尹にとって理想的なのは、懐子の生む外孫が冷泉の皇嗣となることであり、その皇子が誕生するまで皇太子の座は空席であることが望ましい。冷泉践祚から守平立坊までの三ヶ月のブランクは、実頼の反対によるものというよりは伊尹の望むところであり、前節で見たような直系相承志向と皇太子不在の常態化がそれを可能にしたと考えられる。

それが一転、守平立坊の運びとなったのは、やはり冷泉の健康問題である。践祚から二ヶ月後の七月二十二日に、実頼が「往代聞^②武猛暴悪之主^①未聞狂乱之君」と嘆息しているように、践祚前から懸念されていた病状は、快復に向かうどころかさらに悪化した観がある。そして、八月十九日に実頼に摂政に准じて官奏を見るべしとの宣旨が下されたあと、九月一日に守平立坊、四日に昌子立后と続く慌ただしさは、冷泉の病状

がもはや一刻の猶予も許さず、不測の事態に備える必要に迫られたものではなかったか。昌子の立后については、師尹が「即位以前立后頗不許也」と批判していたことが伝えられるが、そもそも践祚から三ヶ月以上たっても即位式が行われていないこと自体が異例であり、その挙行すら危ぶまれるほど逼迫した状況だったことをうかがわせる。

そのような状況下で路線の変更を迫られた伊尹にとって、為平、守平のどちらが好ましかったかといえば、それは守平のほうだろう。すでに高明女と結婚している為平に男子が生まれでもしたら、そちらが皇嗣に定まってしまふ。その点成人前（九歳）の守平ならば、皇子誕生まで少なくとも五、六年の猶予があり、その間に懐子に皇子が生まれなければ、自らの娘を入内させることも可能である。

その上で見落とせないのが、立坊の三日後に行われた昌子立后と懐子への女御宣下である。昌子の立后は冷泉に正統性を付与し、懐子への女御宣下はその皇子に皇位継承権を付与する^③。それが守平の立坊とセットで行われたのは、守平の即位はあくまでも緊急避難であって中継ぎにすぎないこと、その後は冷泉の皇統が正系として皇位を継承することを意味する。そしてこの時、懐子一人が女御となり、もう一人の冷泉妃怱子に女御宣下がなかったのは、懐子の所生子にのみ皇嗣としての資格を与えるためだったと考えられる。怱子への女御宣下は、懐子に皇子が誕生した後のこと（安和元年十二月七日）である。

伊尹が守平を中継ぎとみなしていたことは、天禄三年（九七二）正月三日、すでに即位していた守平が元服したにもかかわらず、その娘を入内させなかったことからうかがえる。伊尹の生前、守平には一人の女御も入内しなかった。兼家も守平の元服を待つことなく、長女超子を冷泉に入内させている^④。野心家の兼家が、懐子のいる不利にも関わらず冷泉を選択したのも、冷泉こそが正統という意識によるものであろう。

守平立坊から懐子の女御宣下までを一連のものと見ると、ことは伊尹の思惑通り運び、彼が最も大きな利益を受けたと考えざるを得ない。守平立坊の首謀者は伊尹と結論したい。伊尹は当時権中納言と官は低かったものの、実頼准摂政という重大事の決定に当たっても病帝の代弁者として主導権を握っていた²⁷⁾。また、実頼・師尹らにとっても守平の立坊は悪い話ではなく、同意は取り付けやすかったはずである。実頼・師尹は九条家、特に伊尹の権力拡大につながることを警戒しつつも、高明・為平の排斥が自らの利につながるという点で一致し、同調したと考えられる。

立坊立后からおよそ一ヶ月後の十月十一日、挙行が危ぶまれた即位の儀も、場を大極殿から紫宸殿に移すことで無事行われた²⁸⁾。その後は冷泉の病状も小康を保つたらしく、翌安和元年(九六八)二月五日には、初めて自ら官奏を見た『紀略』は伝える。六月に入ると「日来天皇時々御惱」(十四日)等の記事が見えるが、この頃には懐子の三回目懐妊が明らかになっていたはずで、伊尹としてはひたすら皇子の誕生を祈る気持ちだっただろう。そして十月二十六日、第一皇子師貞が誕生する。十一月二十四日には大嘗会も済み、讓位への道筋がついた。その矢先の安和二年(九六九)三月二十五日、安和の変が勃発する。

これまで安和の変の首謀者として有力視されてきたのは、小一条家の師尹であるが、この前後は論拠となる史料に乏しく、『大鏡』師尹伝に「その御ことの乱れは、この小一条のおとどの言ひ出でたまへるとぞ、世の人間こえし」とあることがその一つとして挙げられる²⁹⁾。しかし、『大鏡』列伝が三兄弟対比型の基本構造を持ち、忠平三子の中では師尹の小一条家に家祖の悪謀によって衰退する家系という類型が担わせられていることを考慮すると、その師尹首謀者説は少し割り引いて考える必要がある。失脚した高明に代わって左大臣に昇格したことも、師尹首謀説の

論拠として挙げられるが、「高明の失脚によって誰が得をしたか」という観点に立つてみると、ここでも伊尹こそが最大の受益者であったことが浮かび上がってくる。

安和の変から四ヶ月半後の八月十三日、守平Ⅱ円融が踐祚、この時は同日に師貞が皇太子に立った。これによって伊尹は、帝の伯父にして皇太子の祖父という外戚として盤石の地位を築くことに成功した。しかも、発言力を有する院や母后は不在、帝は成人前、東宮は乳飲み子という有様である。安和の変の背景には、武士層にまで及ぶ複雑な対立関係のあったことが指摘されているが³⁰⁾、その中で、伊尹による前代未聞の独走態勢を阻止しようとする動きが高明周辺にあったことも一因として考えられるのではないか。

五

以上、憶測に憶測を重ねたきらいはあるが、守平立坊に始まる一連の事件によって最も利益を蒙ったのは伊尹であり、その中心人物と考えられることを論証してきた。

ここで当初の問題に戻ると、この間奏請伝宣という蔵人頭の職権を活かし、伊尹と二人三脚で事に当たってきた兼家は、これも前例のない不經参議の中納言からわずか三年で大納言兼右大将というめざましい昇進を遂げた。一方、村上・安子の信頼が厚く、中宮大夫高明のもとで亮・権大夫を務めた兼通は、おそらくその経歴から為平寄りと警戒され、蔵人頭を外されてからは弟兼家の後塵を拝することになった。伊尹政権下での不遇は、兼通が守平立坊と安和の変に積極的に関与しなかったためであろう。そして、その転機となった蔵人頭人事が二人の不仲を決定的なものにした。

摂政就任からわずか二年余りで伊尹が没した後、後任は官位で優る弟の兼家と思いきや、「前宮遺命」、すなわち安子の「関白をば、次第のまにせさせたまへ」（増補本系『大鏡』兼通伝）の一筆によって兼通が巻き返す^②。その後は兼家の不遇が続く、兼通の「最後の除目」によって一時は失脚の憂き目に遭う。兼通の死後、右大臣として政界に復帰するものの、関白の地位は小野宮家の頼忠に占められ、立后争いでも、頼忠・遵子父娘に後れをとる。円融にとつて兼家は「擁立の功臣」のほずである。にもかかわらず、円融が兼家に対して終始冷淡ともいえる姿勢をとり続けたのはなぜか。

伊尹が冷泉を正統とし円融はあくまで中継ぎと見なしていたこと、兼家も同様の認識のもと超子を冷泉に入内させたことは、先述したとおりである。しかも超子は、冷泉との間に三人もの皇子を儲けている。その三皇子を兼家が厚く庇護したことは、兼家の冷泉系尊重の姿勢を物語っている。それが円融に兼通・頼忠と提携し、その娘たちとの間の皇子誕生を待つて自らの皇統を確立しようとする道を選ばせたのであろう。『栄花』は兼通が円融に対して「この右大将兼家は、冷泉院の御子を持ちたてまつりて、ともすればこれをこれと言ひ思ひ、祈りすること」（巻二・花山たづぬる中納言）と讒言し続けたとする。その実否はともあれ、それを受け入れる心情的な素地が円融の側にはあった。兼通の「最後の除目」は彼の私怨のみで成し得るはずもなく、兼家の冷泉系尊重の姿勢を警戒する円融と、師貞の次の東宮候補を一手に握る兼家を牽制しようとする廷臣たちの支持があつてこそのものであったと考えられる。しかし、結果として、円融は兼家女の詮子との間にしか皇子に恵まれず、しかもその懐仁Ⅱ一条の皇統が冷泉系を圧倒し、正統に取って代わったのは、皮肉な巡り合わせだったとしかいいようがない。

注

- ① 以下、『栄花物語』『大鏡』等の引用本文は、小学館新編日本古典文学全集による。
- ② 『日本紀略』貞元二年十月十一日条。兼通の死は同年十一月八日。以下、特に注記のないものは、『日本紀略』の記事による。
- ③ 『本朝世紀』同日条（『職事補任』『一代要記』も同）
- ④ 『為房卿記』嘉承二年七月十九日条に「冷泉院、康保四年五月二十五日即位、其夜以坊藏人四人被補之、他事無沙汰歟、六月十日補頭以下、三代諒闇之外如此歟」（『歴代残闕日記』十八。読点は大日本史料による）とある。
- ⑤ 『本朝世紀』同日条。この補任が異例だったことについては、『山隗記』久寿二年八月二十三日条に「七々中更（補新）帝職事之條、其例稀也、（中略）五位藏人七々中更補新帝職（事）、村上天皇康保四年五月二十五日晏駕、于時左少将為光・右□弁齊光為五位藏人、然同年六月十日補新帝職事、此外不見歟」とある。
- ⑥ 北村章「朝成怨靈譚に関する覚書」（『群馬女子短期大学紀要』一一、一九八四年一月）、松本治久「大鏡『伊尹』伝——『伊尹』と朝成の藏人頭争い」について（『大鏡の研究』おうふう、一九九三年）など。
- ⑦ 「八月十九日。中納言從三位藤原朝臣伊尹宣。奉勅。御葉之間。官奏宜_レ申_二左大臣_一者。此日始官奏。」（『類聚符宣抄』第四 帝皇不予）。山本信吉氏は、この一件にまつわる『小右記』長和四年七月十日条の記事（『其御記』云、康保四年八月十五日、伊尹卿来云、依御惱不御覽官奏之間、准撰政大臣可見之由、将奏聞之云々、先是兼家朝臣奏聞被許了云々）を引き、「これによれば、冷泉天皇御腦の間、実頼に摂政に准じて官奏内覧を行うべき由を取計ったのは、当時権中納言の伊尹であつて、このことは、伊尹が実頼に伝える前に、藏人頭兼家が天皇に奏聞し、既に勅許を得ていたという。当時冷泉天皇が御腦であったことを考慮すれば、伊尹、兼家の兄弟の専断によつて、実頼の内覧が実現したといえる。」と評している（『冷泉朝における小野宮家・九条家をめぐって——安和の変の周辺——』古代学協会編『撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九六五年。以下、山本氏の説は同論文による）。

- ⑧ 六国史・『日本紀略』等の史料上に「天皇不予」と見えてから崩御までは、仁明が二ヶ月半、醍醐四ヶ月半、一条一ヶ月。「倉卒有「不予事」」（『文徳実録』）と評された文徳が最も短く四日。
- ⑨ 長勇および長燭・余慶の修法は、『延喜天曆御記抄』御修法事付七高山御修法事による。
- ⑩ 憲平は天曆四年（九五〇）五月二十四日誕生、七月二十三日に親王宣下があり、同日皇太子に立てられた（『御産部類記』二、「九条殿記」による）。
- ⑪ 『拾遺和歌集』巻二十哀傷「くれ竹のわが世はことに成りぬともねはたえせずもなかるべきかな」（引用は国歌大観による。『大鏡』昔物語、『朱雀院御集』にも収める）の朱雀院御製に、その意がうかがえる。『栄花物語』も「いかで后に据ゑたてまつらん」（巻一・月の宴）という朱雀の意向を伝える。
- ⑫ 河内祥輔氏は「冷泉と昌子との婚姻は、冷泉の直系としての地位を安定化させるために、最も有効な手段であった」とする（宇多『院政』論『古代政治史における天皇制の論理』吉川弘文館、一九八六年）。
- ⑬ 怱子については、『尊卑分脈』に「冷泉院坊時御息所、『大鏡』師輔伝に「六の君、冷泉院の東宮におはしまししに、まゐらせたまひなど」とある。
- ⑭ 『撰集秘記』所引『村上天皇御記』に「此夜上野太守親王。於昭陽舍宿廬娶右大臣息女。於禁中行婚禮頗雖無便。予在藩之時。天慶年中。於飛香舍納故中納言師輔女。依有蹤跡殊許之」とある（引用本文は所功編『三代御記逸文集成』国書刊行会、一九八二年による）。
- ⑮ 福井俊彦「承和の変についての一考察」（『日本歴史』二二六〇号、一九七〇年一月）
- ⑯ 朱雀は延長八（九三〇）九月二十二日踐祚、村上の立坊は天慶七（九四四）四月二十二日。
- ⑰ 『日本紀略』寛和元年（九八五）五月一日条の薨年二十歳より逆算。
- ⑱ 「次々の女君二人は、法住寺の大臣の北の方にて、うちつづきうせさせたまひにき」（『大鏡』伊尹伝）。『尊卑分脈』は為光男道信・公信の母を伊尹女とする。道信の生年が天禄三年（九七二）、為光前妻（藤原敦敏女）を母とする低子が安和二年（九六九）の生まれであることから、為光と伊尹女（道信母）の結婚は天禄元年か二年、その時十五〜二十歳として天曆四〜天徳元年（九四九〜九五七）の生まれと推定される。恵子女王を母とする伊尹の子女の生年は、懐子Ⅱ天慶五年（九四五）、挙賢Ⅱ天曆七年（九五三）、義懐Ⅱ天曆八年（九五四）、義懐Ⅱ天徳元年（九五七）であるから、道信母の生年は天曆四、五年の蓋然性が高い。なお、為光室が恵子女王の所生であったことは、『小右記』永観二年十二月十九日条に、為光室が恵子女王の名を借りて輦車で参内したとあることから推測される。
- ⑲ 村上が醍醐源氏を引き立てようとしたことは、山本注⑦論文に指摘されている。
- ⑳ 山口博「源高明と藤原氏―西宮左大臣集成立の一問題―」・「安和の変補考」（『王朝歌壇の研究 村上冷泉円融朝篇』桜楓社、一九六七年）、山中裕「安和の変」（『平安朝文学の史的研究』吉川弘文館、一九七四年）、山本注⑦論文、安西勉夫「歴史物語と守平親王立太子」（『歴史物語の史実と虚構―円融院の周辺』桜楓社、一九八七年）
- ㉑ 「あはれわれ いくつかの宮の 宮人と そのかずならぬ 身をなして おもひし事は かけまくも かしこけれども たのもしき かげにふたたび おくれたる ふたばの草を吹く風の あらき方には あてじとて せばきたもとを ふせぎつつ ちりもすゑじと みがきては（中略）このかさねの そのなかにいつきすすゑしも ことでも たれならなく（以下略）」と続く（引用は国歌大観による）。
- ㉒ 『源語秘訣』所引『清慎公記』康保四年七月二十二日条。引用本文は中野幸一編『源氏物語古註釈叢刊』第二巻（武蔵野書院、一九七八年）による。
- ㉓ 『中右記』嘉承二年閏十月九日条
- ㉔ 桓武以降村上までの踐祚から即位までは、通常十日から一ヶ月前後。最長の宇多（仁和三年八月二十六日踐祚・十一月十七日即位）でも三ヶ月以内に行われている。
- ㉕ 文徳以降、立坊・即位したのは女御または皇后の生んだ皇子に限られていた。
- ㉖ 守平（円融）に最初に入内したのは兼通女皇子。なお、『栄花』は皇子

の入内を円融の元服直後とし、「撰政殿の姫君たちは、まだいと幼くおはすれば、え参らせたまはず、いと心もとなく口惜しく思さるべし」(巻一・月の宴)とするが、実際には伊尹の死後兼通が政権の座に着いてからのこと(天禄四年二月二十九日)である。生前の伊尹にも為光室となった女子を円融に入内させる選択があつたほか、藤原忠君の妻となった四女(『大鏡』「尊卑分脈」)もいた。また、同書には「内には堀河の女御さぶらひたまふ、競ひたるやうなりとて、冷泉院にこの姫君を参らせたてまつりたまふ」とあり、超子の入内は冷泉の退位後、それも皇子の存在を憚つた消極的な選択のように見えるが、実際には冷泉の在位中、しかも安和元年十月十四日という懐子の出産による宿下がりを狙いましたかのようなタイミングでの入内である。女御宣下も、『一代要記』に「未^レ為^二公卿^一女^レ為^二女御^一初例也」と評される異例のものであり、是が非でも冷泉へという意図を見ることが出来る。

②7 注⑦参照

②8 「天皇於^二紫宸殿^一即位。依^二不^レ予^一不^レ御^二大極殿^一」(『紀略』同日条)

②9 『帝王編年記』は「或記云」として「師尹大臣所為」と伝えるが、何によつたかは明かでない。また、『日本紀略』に高明の謀反の企てを密告したと伝えられる源満仲が師尹の従者であつたことを、師尹首謀説の傍証とする見解がある(石母田正「藤原氏撰関政治の成立」『古代末期政治史序説(下)』未来社、一九五六年、鮎沢(龐谷)寿「撰関家と多田満仲」『古代学協会編『撰関時代史の研究』)。

③0 西比呂子「『大鏡』大臣列伝の物語構造」(『名古屋大学国語国文学』六一、一九八七年十二月)

③1 石母田・鮎沢注②論文、安西勉夫「歴史物語と安和の変」(『歴史物語の史実と虚構―円融院の周辺』)

③2 「初聞食官奏、(中略)、其次被仰内大臣事、依外戚之重、前宮遺命也、奉仰退下、有召仰事云々」(『親信卿記』天禄三年十一月二十六日。引用本文は、『親信卿記』の研究) 思文閣出版、二〇〇五年による)。『扶桑略記』も「是依母后之遺書也」と伝える。ただし、『大日本史料』は『親信卿記』の「前宮」を「前官」とし、「伊尹」と傍書する。この点について加納重文氏は「兼通の関白実現が七年前に帝の母親が残した一片の紙切れによつて実現したというのは、説得力のある話とは思えず、『親信卿記』に「前官」とあるのを「前宮」と解するのも「どうも熟さない句」と疑義を呈し、兼通の政権獲得は「前官」すなわち伊尹の意向によるものとする(『兼通伝の周辺』『歴史物語の思想』京都女子大学、一九九二年)。安子生前二人はようやく四位に達したに過ぎず、しかも当時は明らかに兼通が優位にあつたことを考えると、その時点から将来の政権争いを予見し一筆取つておいたという話は確かに出来過ぎの感がある。これが加納氏の言うように伊尹の意によるものだとすれば、超子入内のあたりから兼家に対する警戒心が兆していた結果と見るべきか。

(本学非常勤講師)

